

## 〔論 説〕

# 韓国における最近の民法改正と消費者法\*

— 2015年改正民法を中心に —

徐 熙 錫

## 1 本稿の目的

本稿は、韓国で2015年に成立した民法の一部改正法（以下「2015年改正民法」という）の内容を紹介することを目的とするものである。2015年改正民法は、保証契約や旅行契約において、保証人や旅行者の保護のための規定を新設するものであって、いずれも消費者（契約）法との関連性が高い内容となっている。

2015年改正民法は、1999年や2009年にそれぞれ出帆した韓国法務省（以下「法務部」という）民法改正委員会による民法改正作業の成果であるため、以下では、まず2回にわたる民法改正委員会による民法改正作業の経過を簡単に触れた上で、2015年改正民法の内容を保証契約（民法上は保証債務）と旅行契約とに分けて検討することとする。

## 2 韓国における最近の民法改正作業と消費者法

### （1）民法改正作業の経過

韓国では、1999年と2009年にそれぞれ出帆した法務部民法改正委員会により、民法<sup>1)</sup>(1958年)全般の改正作業が行われている。その内、1999年民法改正委員会がまとめた民法改正提案（「1999年民法改正委員会案」）は、「2004年民法改正案」として国会に提出されたが、2008年に国会の任期満了（4年）により自動廃案となった<sup>2)</sup>。

そして、2009年民法改正委員会は、2014年まで約5年間活動しているが、活動期間中またはそれ以後、その改正提案（「2009年民法改正委員会案」）の中でごく一部が民法改正につながって

---

\* 本稿は、「関西大学法学研究所第151回特別研究会『民法改正と消費者法』」において報告した原稿に加筆修正したものである。貴重な報告の機会を与えてくれた、関西大学法学研究所の後藤元伸所長を含め関係者の皆様、そして法学部の寺川永教授と馬場圭太教授に特に感謝の御礼を申し上げます。

1) 韓国民法（計5編）は、1958年に制定され、1960年から施行されている。なお、本稿で「民法」とは、特段の断りがない限り、いわゆる「財産法」を意味する。

2) 1999年民法改正委員会の活動については、拙稿「韓国における民法改正作業の最新動向（上）—— 2009年民法改正委員会案（債権法分野）を中心に ——」NBL1016号（2014年）67頁およびそこで引用されている文献（69頁注（2））を参照されたい。

る<sup>3)</sup>。すなわち、2009年民法改正委員会案の中から一部を抜粋した形で法務部による民法改正案がいくつか作成されているが、最終的に民法改正に結実したのは、2011年3月7日に制定（2013年7月1日施行）された「成年後見に関する民法の一部改正法」<sup>4)</sup>と、2015年2月3日に制定（2016年2月4日施行）された「保証債務及び旅行契約に関する民法の一部改正法」（2015年改正民法）の二つである<sup>5)</sup>。このような形式の立法は、1999年民法改正委員会がまとめた民法改正案が国会で議論さえされず、任期満了によって廃案となった経験から、2009年民法改正委員会案からその時の社会情勢や改正の必要性などを考慮して、一部の内容を抜粋し順次改正しようとした法務部の意図が反映されたものである<sup>6)</sup>。

## （2）民法改正と消費者法

1999年と2009年の民法改正委員会案は、消費者概念を使っておらず、消費者契約に関する個別特別法の統合も意識していない。ただし、「2005年改正民法」は、（保証契約に限るものではあるが）事実上消費者法の法理の一部（契約の方式要件や情報提供義務）を取り入れ、また、消費者契約の一類型であるといっている「旅行契約」を典型契約化しているという点で、事実上消費者（契約）法の民法化を図っているという評価ができると考える。

保証債務と旅行契約に関する規定の新設は、最初に1999年民法改正委員会案から立法提案がなされ、その後、2009年民法改正委員会案でその内容に一部修正が加えられ、2015年に民法改正を実現したものである。

# 3 2015年改正民法1 — 保証債務

## （1）概観

「2015年改正民法」は、「保証債務」について保証人を保護するために、保証の方式、根保証、保証債務者に対する債権者の情報提供義務（および通知義務）に関する規定を新設し、そして一部規定（第436条<sup>7)</sup>）を削除する内容となっている。保証の方式や債権者の情報提供義務に関する規定の新設は、後述のように特に消費者法との関連性が高いものである一方で、根保証に関する規定の新設は、実務で広く使われている根保証の根拠規定を置くとともに、保証する債務の最高

---

3) 2009年民法改正委員会の活動や2009年民法改正委員会案の内容については、とりわけ徐・前掲（上・中・下）を参照されたい。

4) この改正法を紹介する日本語による文献については、徐・前掲69頁・注（10）を参照。

5) 他に国会に提出されたが、改正に失敗した民法改正案が二つある。「法人・時効に関する民法の一部改正法律案」（2011年6月22日国会提出）と「留置権に関する民法の一部改正法律案」（2013年7月17日国会提出）がそれである。徐・前掲68頁および69頁・注（13）を参照。

6) 徐・前掲68頁。

7) 第436条（取り消すことができる債務の保証）取消しの原因がある債務を保証した者は、保証契約の時ににおいてその原因があることを知っていた場合に、主債務の不履行又は取消しがあるときは、主債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものとみなす。

額を書面で特定するようにしたものである。一方、第436条（日本の民法第449条に相当）は、保証人が、保証契約の際に主債務の発生原因について取消しの原因を知っているだけで独立債務を負担するということは、保証債務の付従性に反し、保証人にも過酷である、という理由から削除されたものである。以下では、主に保証の方式（根保証を含む）や債権者の情報提供義務について検討する。

## （２）保証の方式

第428条の2（保証の方式）①保証は、その意思が保証人の記名捺印又は署名のある書面  
で表示されてはじめて効力を生ずる。ただし、保証の意思が電子的形態で表示された場  
合には、効力を有しない。

②保証債務を保証人に不利に変更する場合にも、第1項と同様である。

③保証人が保証債務を履行した場合には、その限度で第1項と第2項による方式の瑕疵  
を理由に保証の無効を主張することはできない。

第428条の3（根保証）①保証は、不確定多数の債務に対してもすることができる。この  
場合、保証する債務の最高額を書面で特定しなければならない。

②第1項の場合、債務の最高額を第428条の2第1項による書面で特定していない保証契  
約は、効力を有しない。

### 1）立法趣旨および意義

韓国民法（財産法）は制定以来、契約締結において特別な方式を求めない原則（完全な契約方式の自由）を固守してきたが<sup>8)</sup>、保証契約でその原則を破り、方式要件を求める最初の条文を設けることとなった（第428条の2）。もともとは「保証人保護のための特別法」（2008年制定・施行）に存在していた規定であるが（第3条）、この特別法は「代価なしに好意に保証する場合」だけを対象にするため（第1条参照）、そのような限定をなくすべく、特別法から削除し民法に一般化したものである。

また、根保証の根拠規定が新設されているが（第428条の3第1項第1文）、2004年民法改正案や保証人保護のための特別法（第6条）が、被保証債務を「債権者と主債務者との間の特定の継続的取引契約その他一定の種類取引から発生する債務又は特定の原因に基づき継続的に発生する債務」に限定しているのに対し、ここではそのような限定を置かず単に「不特定多数の債務」と定めている点で、いわゆる「包括根保証」を許容する形となっている<sup>9)</sup>。いずれにせよ、根保証契約も保証契約の一類型であるため第428条の2により当然書面でその意思を表示しなければなら

8) 唯一、書面によらない贈与契約の解除（未履行の場合）を認めているが（第555条）、ここでは、書面で贈与契約を締結していない場合、契約の解除権が当事者に発生する旨を認めるという点で、あくまでも契約の有効な成立を前提とするものである。

9) 尹真秀「保証に関する民法改正案解説（韓国語）」2015年民法改正公聴会資料集（法務部、2013.9.11）69頁。

ないが、第428条の3第1項第2文および第2項は、保証する債務の最高額についても書面で特定しないと保証契約は効力を生じない旨を定め、根保証においては保証する債務の最高額の特定も書面要件の対象になる点を明らかにしている。

書面要件を新設した趣旨は、保証契約の書面化を図り、軽率に保証契約を締結することを予防するとともに、保証契約の締結如何や保証の範囲などについて紛争の発生を防止して保証人を保護することにある<sup>10)</sup>。保護される保証人の範囲は、特に限定はないが<sup>11)</sup>、保証を業として行う者（保証会社）でない消費者または個人が実質的な保護の恩恵を受けることとなろう。消費者ないし個人は口頭で保証契約を締結する機会が多いからである。法理的には方式要件（要式行為）が財産法で初めて明文化されたという点に意義がある。これは、消費者法で発達した書面主義の法理が民法に一般化された一つの例になろう。

## 2) 検討事項

第一に、保証の意思が電子的な形態（電子文書）で表示された場合に、保証契約の効力を認めないこと（第428条の2第1項ただし書）は、やりすぎである。これはドイツ民法第766条第3文をそのまま受け入れたものであるが、電子文書を書面から外して保証人保護を貫こうとした目的があったとしても、電子文書の一般的効力を認める「電子文書及び電子取引基本法」（以下「電子取引基本法」という）および「電子署名法」を持っている国で、上のような例外を民法に置くのは理解しづらい。特に保証を業として行う場合が問題である。そこで、2005年改正法の施行に合わせて電子取引基本法を改正し、「保証人が自分の営業又は事業で作成した保証の意思が表示された電子文書は、民法第428条の2第1項ただし書にも関わらず、同項本文による書面とみなす」という例外規定を新設するようになった（第4条第2項）。例外にまた例外を設けるしかなかったことは、立法論としては望ましくない。

第二に、書面要件を満たさない場合にも、保証人が保証債務を履行すれば、その限度で方式の瑕疵が治癒されるとする第3項は、妥当な立法であろうか。仮に、口頭で保証契約を締結したが、債権者から強力な取り立てを受け保証債務を履行したというような場合であれば、方式の瑕疵は治癒され、有効な保証債務の履行となる。この条項はドイツ民法（第766条第2文）やオランダ民法を参照したものとされ、「保証の要式性を求めているのは、保証人に警告する意味を持つものであるから、保証人が任意に履行した場合にまで無効を貫く理由はないため」と、その立法理由が説明されている<sup>12)</sup>。しかし、「任意に」履行した場合はその通りであるが、債権者側の強力な取り立てから「やむを得ず」履行した場合には問題である。第3項に「任意に（履行）」と限定がされているわけでもない。第3項は、せつかく書面主義を取り入れた趣旨を弱めるだけでなく、保証

---

10) 尹・前掲59頁。

11) これに対し、保証人保護のための特別法は、保証人が「代価なしに好意で」保証契約を締結した場合を対象とする。同法は方式要件に関する第3条を削除し民法に一般化しているため、同法が適用される場合においても民法の方式要件に関する第428条の2が適用される。

12) 尹・前掲59頁。

人保護という立法趣旨にも反するものとする。

### (3) 債権者の情報提供義務

第436条の2（債権者の情報提供義務と通知義務等）①債権者は、保証契約を締結するとき、保証契約の締結如何又はその内容に影響を及ぼしうる主債務者の債務に関する信用情報を保有し、又は知っている場合には、保証人にその情報を提供しなければならない。保証契約を更新するときも、また同様である。

②債権者は、保証契約を締結した後、次の各号のいずれかの事由がある場合には、遅滞なく保証人にその事実を通知しなければならない。

1. 主債務者が、元本、利子、違約金、損害賠償又はその他の主債務に従属する債務を、3か月以上履行していない場合
2. 主債務者が履行期に履行できないことをあらかじめ知った場合
3. 主債務者の債務に関する信用情報に重大な変化が生じたことを知った場合

③債権者は、保証人の請求があったときは、主債務の内容及びその履行如何を知らせなければならない。

④債権者が第1項から第3項までの規定による義務を違反して保証人に損害を及ぼした場合には、裁判所は、その内容と程度などを考慮して、保証債務を軽減し、又は免除することができる。

#### 1) 立法趣旨および意義

韓国の大法院（最高裁判所）は、「保証制度は、本質的に主債務者の無資力による債権者のリスクを引き受けることであるから、保証人が主債務者の資力について調査した後、保証契約の締結如何を自ら決定すべきであり、債権者が保証人に債務者の信用状態を告知する信義則上の義務は存在しない」と判断しており<sup>13)</sup>、これは私的自治の原則上、当然のことを説示したものと理解されてきた。

ところで、新設条文（第1項）は、保証契約の締結の際、債権者に自分が保有し、または知っている主債務者の債務に関する信用情報<sup>14)</sup>を、契約の相手方である保証人に提供しよう義務付けるものである。これは、たとえ保証契約に限定されるものではあるが、私的自治の原則上、契約締結において必要な情報は自ら収集すべきであるとされた従来の一般的な考えをひっくり返すものであり、消費者法で発達した契約締結過程における情報提供義務を民法に一般化した重要な変化であると理解すべきであろう<sup>15)</sup>。

13) 大法院1998.7.24. 宣告97ダ35276判決; 大法院2002.7.12. 宣告99ダ68652判決など。

14) 保証人保護のための特別法（第2条第4号）は、「債務に関する信用情報」について、貸出情報、債務保証情報、延滞情報、代位弁済情報および不渡情報と定義している。この定義が民法にも参考になろう。

15) 立法案の議論過程では、比較法としてアメリカの1941年「担保リーステートメント（Restatement of



新設条文は、「保証人保護のための特別法」第5条を参照してそれを一般化した形となっている。この第5条は、代価なしに好意に行われる保証契約を対象に、「債権者の通知義務など」という表題のもと保証契約の締結後に発生する債権者の通知義務などを規定したものであり、新設条文の第2項～第4項とはほぼ同様の内容である。したがって、新設条文は、上の特別法の内容を一般化しつつ（第2項～第4項）、保証契約の締結時における情報提供義務（第1項）を新たに追加したものと見える。

民法に「情報提供義務」という表題が登場しただけでなく、その要件として「契約を締結するとき、契約の締結如何又はその内容に影響を及ぼしうる情報」という表現が明文化されたという点で、今後、他の契約類型（特に消費者契約）への準用または類推適用が期待される。

## 2) 検討事項

新設条文では、情報提供義務や通知義務の違反の効果として、保証人に損害が発生した場合に、裁判所がその内容と程度などを考慮して保証債務を減免することができる旨定める（第4項）。ところで、契約が締結された後に通知義務を違反した場合の効果として、裁判所による保証債務の減免が認められたのは適切だといえようが<sup>16)</sup>、契約締結過程における情報提供義務の違反の効果としても、同じ権利（裁判所に対する保証債務減免請求権）だけが認められたのは、残念である。債権者が保証契約の締結如何またはその内容に影響を及ぼしうる信用情報を知っているにもかかわらず、これを保証人に知らせなかったため、締結しないはずの契約を締結していたら、保証契約の取消しを認めるのが妥当であろう。

勿論、新設条文が意思表示の錯誤（第109条）や詐欺（第110条）に関する規定の適用を排除するわけではないが、韓国民法においてこれらの条文による取消しの認定は厳しい。保証契約において債権者の情報提供義務の新設をきっかけに、今後その違反が問題になるときは、意思表示の取消しがより柔軟に認められるべきであろう。

## 4 2015年改正民法2 — 旅行契約

### (1) 概観

2015年改正民法は、「旅行契約」について、旅行契約を典型契約の一つとして追加（第9節の2）したうえで<sup>17)</sup>、旅行契約の意義、解除（旅行開始前）、解約（旅行開始後）、代金の支払時期、

---

Security)」や1996年「第3次保証と保障リーステートメント（Restatement (Third) of Suretyship & Guaranty)」が参照されたとされる（尹・前掲64～65頁）。

16) ただ、保証債務の減免のために必ず裁判所を経るよりは、保証人に裁判外で行使できる権利を認めたほうが、よりよかつたのではないかと考える。

17) 2009年民法改正委員会では、新設の必要がある典型契約の候補として、旅行契約以外にも金融リース契約、仲介契約および医療契約も検討したが、特別法による規律状況や規律必要性などに鑑み、最終的には旅行契約だけを典契約として新設することとした。

旅行主催者の担保責任、強行規定性を新設する内容となっている。旅行契約の法律関係を明らかにするとともに、不当な契約から旅行者を保護するための規定を設けることが立法理由である。以下、順次検討する。

## (2) 旅行契約の意義

### 第9節の2 旅行契約

第674条の2（旅行契約の意義）旅行契約は、当事者の一方が相手方に運送、宿泊、観光又はその他の旅行に係る役務を結合して提供することを約し、相手方がその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

#### 1) 立法趣旨

旅行契約は、民法上の典型契約の一つとして新設されている（第9節の2の新設）。規定の位置は、第9節（請負）の次である。

「旅行契約」の定義については、運送、宿泊、観光など二つ以上の旅行に係る役務を結合して提供する場合を意味するものとした。旅行に係る役務（給付）が単品でなく少なくとも二つ以上提供される場合を想定したものである。従って、旅行に係る給付の一つのみを目的とする契約（例えば、宿泊契約）は旅行契約ではない。そして、旅行関連給付の「結合」の意味をどう捉えるかについては、旅行の種類や形態が多様化する中で、今後議論がありうると考えられるが、立法過程ではあくまでもいわゆる企画旅行者（パッケージ旅行者）が企画してセットで提供する場合（いわゆるパッケージ旅行）が想定されている。旅行契約の当事者として「旅行者」の相手方を「旅行主催者」（第674条の4、第674条の6など）と命名したのもこれと関連する。

#### 2) 法的性質

旅行契約の法的性質については、「請負契約説」と「請負契約に類似した独立契約説」の対立がある。旅行という無形の結果を実現することをその内容とする点で、仕事の完成を目的とする請負契約の一種と捉えることもできる（請負契約説）一方で、旅行契約はいくつかの異なる給付で構成されており、それらの部分的な給付の実現が時間的、場所的、機能的に全体として関連して行われ、また仕事の結果が一定の時点に集中しない点に特徴があると捉えることもできる（独立契約説<sup>18)</sup>。いずれにしても、請負または請負に類似する性質があることは確かであるため、改正民法では、旅行契約に関する節を第9節（請負）の次に位置させることとした<sup>19)</sup>。

18) 白泰昇「旅行契約に関する民法改正案解説（韓国語）」2015年民法改正公聴会資料集（法務部、2013年）10頁。

19) 白・前掲10頁は、請負契約ではなく請負契約に類似した「独立契約説」の立場から立法したとする。

### (3) 旅行開始前の契約解除

第674条の3（旅行開始前の契約解除）旅行者は、旅行を始める前は、いつでも契約を解除することができる。ただし、旅行者は相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

#### 1) 立法趣旨

旅行契約の現状から、契約の締結後、旅行開始までかなり時間がかかる場合が多いことに鑑み、旅行者に事前解除権を認める必要がある。韓国民法上は、無利息の消費貸借（第601条）および使用貸借（第612条）で目的物の引渡前の解除権を当事者に認めており、請負（第673条）で請負人の仕事完成前における注文者の解除権を認めている。

#### 2) 新設された内容

①旅行者に対する事前解除権の付与（本文）：新設条文では、旅行者に事前解除権が付与されている。旅行主催者（旅行会社）にも同様の権利を認めるべきとの意見もあったが（観光業界など）、旅行主催者の場合、双方に帰責事由のない履行不能における債務者危険負担主義（第537条）によって事前解除権の効果と同様の解決を図ることができる点、旅行者保護を主な立法目的と掲げる以上、旅行主催者にまで事前解除権を付与する必要はないという政策的な判断などから、旅行主催者には事前解除権を認めていない。

②解除者の損害賠償責任（ただし書）：無利息の消費貸借、使用貸借および請負における事前解除権に関する規定を参照し、解除者に対し、相手方に生じた損害の賠償責任を認めた。したがって、旅行者が解除権を行使すると、旅行主催者は損害やその額を立証して損害賠償を請求することができる。これと関連して実務では、損害賠償額を予定する約款条項により解決する 경우가多いが、予定された損害賠償額が適切かどうか、損害賠償責任を負担しない不可抗力的な事由<sup>20)</sup>を認めるとすると、その範囲をどこまで認めるか、などをめぐって紛争が発生する可能性があると考えられる。

---

20) 「事情変更による契約の解除」によっても同様の解決ができるが、韓国の大法院は、一般論としてはこれを認めるものの、実際の事例では認めた例がない。ただ、継続的契約において「事情変更による解約（解止）」を認める判例は、多数ある。



#### (4) (旅行開始後) やむを得ない事由による解約 (解止<sup>21)</sup>)

第674条の4 (やむを得ない事由による解約) ①やむを得ない事由がある場合には、各当事者は解約することができる。ただし、その事由が当事者一方の過失によって生じたときは、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

②第1項によって解約された場合にも、契約上帰還運送義務があった旅行主催者は、旅行者を帰還運送する義務がある。

③第1項の解約によって発生する追加の費用は、その解約の事由が、ある当事者の事情に属する場合にはその当事者が負担し、誰の事情にも属しない場合には各当事者が半額ずつ負担する。

#### 1) 立法趣旨

継続的契約においてやむを得ない事由で契約関係を維持することが困難な場合には、各当事者に解約権 (契約解止権) を認めるのが望ましい。民法で、そのような場合に解約権を認める例として、やむを得ない事由による雇用の解約 (第661条)、やむを得ない事由による委任の解約 (第689条第2項)、やむを得ない事由による期間満了前の寄託の解約 (第698条)、やむを得ない事由による組合員の任意脱退 (第716条第2項)、やむを得ない事由による組合員の解散請求 (第720条) を挙げることができる。旅行契約においても同様の理由で解約権を認めたものである。

#### 2) 新設された内容

①やむを得ない事由による解約と損害賠償 (第1項) : やむを得ない事由とは、例えば、当事者一方の疾病や事故、父母など親族の死亡、天災地変、現地の暴動や戦争などを挙げることができる。その事由が当事者一方の帰責事由 (過失) によって生じる場合でもよい。このような理由で、主として当事者双方の無過失の場合を指す「不可抗力」という表現の代わりに、「やむを得ない事由」と表現したのである。やむを得ない事由が当事者一方の過失によって生じた場合なら、相手方に損害を賠償しなければならない (第1項ただし書)。これは、やむを得ない事由による雇用の解約に関する第661条を参照したものである。

②帰還運送義務 (第2項) : 契約が解約されると、旅行主催者に旅行者を帰還運送する義務はないのだが、第2項では、本来の契約が旅行主催者に帰還運送義務を課すものだったとすれば、解約された場合にも帰還運送義務があるという旨を規定する。実務では普通、やむを得ない事由による解約の場合、旅行主催者に帰還運送に「協力する義務」があると規定するに止まっているという点で、第2項は旅行者保護のために一步前進した規定と評価できる。一方、帰還運送の際、費用の負担に関しては、第3項に規定する。

③追加費用の負担 (第3項) : 解約によって発生する追加費用 (宿泊費、現地滞在費、帰還運送

21) 韓国民法では、継続的契約における「解約」(遡及効のない解除)を契約の「解止」と表現する。

費など)について、第3項は、まず当事者一方の事情によって解約された場合なら彼がその追加費用を負担し、誰の事情にも属しない場合なら各当事者が半額ずつ負担するとする。「当事者双方の事情に属する場合」は除外されているが、その事情の比率を知ることができる場合ならそれによって負担し、そうではない場合には半額ずつ負担すると解すべきであろう。第3項は、費用負担の基準として、「過失」より大きい概念である「事情」を用いている点に特徴がある。したがって、ある当事者に過失がない場合にも、彼の事情によって解約されたのであれば、追加費用を負担することになる。

## (5) 代金の支払時期

第674条の5 (代金の支払時期) 旅行者は、約定した時期に代金を支払わなければならない。その時期の約定がなければ慣習に従い、慣習がなければ旅行の終了後遅滞なく支払わなければならない。

### 1) 立法趣旨

旅行契約の代金支払時期について、他の役務提供契約(雇用、請負)の例を参照して任意規定を設けたものである。

### 2) 新設された内容

①旅行の代価を指す用語(=代金):民法は、一方の給付に対する代価について、売買は「代金」、貸借契約の場合は「利息」(消費貸借)または「賃料」<sup>22)</sup>(賃貸借)、役務供給契約(雇用、請負、懸賞広告、委任、寄託)の場合は一律に「報酬」と呼んでいる。旅行契約の代価は、実際の使用例などに鑑み、「代金」と決定した。

②旅行代金の支払時期:旅行契約の実例では、契約締結時に契約金を支払い、旅行開始の前に残額を支払うなど、代金の前払いについて約定される場合が多い。このような点に鑑み、代金の支払時期については、雇用(第656条第2項)の場合と同様の規定を設けた。

---

22) 韓国民法では「借賃」と表現する。

## (6) 旅行主催者の担保責任

第674条の6（旅行主催者の担保責任）①旅行に瑕疵がある場合には、旅行者は、旅行主催者に瑕疵の是正又は代金の減額を請求することができる。ただし、その是正に過大な費用が掛かり、その他是正を合理的に期待することができないときは、是正を請求することができない。

②第1項の是正請求は、相当な期間を定めてしなければならない。ただし、直ちに是正する必要があるときは、この限りでない。

③旅行者は、是正請求、減額請求の代わりに損害賠償を請求し、又は是正請求、減額請求と共に損害賠償を請求することができる。

第674条の7（旅行主催者の担保責任と旅行者の解約権）①旅行者は、旅行に重大な瑕疵がある場合に、その是正が行われず、又は契約の内容に従った履行を期待することができないときは、契約を解約することができる。

②契約が解約された場合には、旅行主催者は代金請求権を失う。ただし、旅行者が実行された旅行で利益を得たときは、その利益を旅行主催者に償還しなければならない。

③旅行主催者は、解約によって必要になった措置を取る義務を負い、契約上帰還運送義務がある場合は、旅行者を帰還運送しなければならない。この場合、相当な理由があるときは、旅行主催者は、旅行者にその費用の一部を請求することができる。

第674条の8（担保責任の存続期間）第674条の6と第674条の7による権利は、旅行期間中にも行使ことができ、契約で定めた旅行終了日から6か月以内に行使しなければならない。

### 1) 立法趣旨

旅行契約においても売買や請負と同様、旅行の瑕疵に対し旅行主催者の担保責任を規定することによって旅行者を保護する必要がある。新設条文では、旅行主催者の担保責任の内容として、旅行者に代金減額請求権、是正請求権、損害賠償請求権、解約権（契約解止権）を認めている。是正請求権と解約権について詳細な内容が規定されており、解約権は、請負（第668条）と同様、別個の条文で構成されている（第647条の7）。なお、担保責任の法的性質は、請負と同様、無過失責任である。

### 2) 新設された内容

①是正請求権など（第674条の6）：旅行に瑕疵がある場合、旅行者は旅行主催者にその是正を請求することができるが、瑕疵の是正に過大な費用がかかることや、その他是正を合理的に期待できないときは例外である（第1項）。是正請求は相当の期間を定めてすることが原則であるが、即時是正が必要なときはそのような制限がない（第2項）。旅行者は是正請求の代わりに代金の減額を請求することもできる（第1項）。また、瑕疵によって損害が発生した場合は、是正請求また

は代金の減額請求に代わって、またはそれと共に損害賠償を請求することができる（第3項）。

②解約権とその効果（第674条の7）：担保責任としての解約権（契約解止権）は、旅行に重大な瑕疵がある場合に、その是正が行われないうち、または契約の内容に従った履行を期待できないうちに認められる（第1項）。解約の効果としては、旅行主催者の代金請求権と解約の事後措置について規定する。

まず、契約が解約されると、旅行主催者の代金請求権は喪失するのが原則であるが、旅行者が実行された契約で利益を得たときは、その利益を旅行主催者に償還しなければならない（第2項）。旅行者が利益を得た事実とその利益額は、旅行主催者が主張・立証するものと解される。旅行代金を前払いした場合は、旅行者が得た利益を除いた部分が旅行主催者の不当利得になるものと処理すべきであろう。

続いて、契約が解約されると、旅行主催者は解約による事後措置をとる義務を負う（第3項第1文前段）。旅行の途中で、旅行の重大な瑕疵により旅行が続けられなくなった場合であるため、旅行主催者が、宿泊施設の準備、帰還運送など必要な事後措置をとる義務を負うものとしたのである。必要措置の内容は、当初の契約内容と解約時の状況によって個別的に判断・決定されるべきであろうが、当初の契約に帰還運送義務があった場合は、これは必ず含めるべきものとして明文化した（同後段）。旅行主催者が必要措置をとる場合、その費用は、旅行主催者が負担するのが原則であるが、相当な理由（例えば、解約によって旅行者が得られなくなった利益が、全体旅行の利益と比べそれほど大きくない場合）があるときは、旅行主催者が旅行者にその費用の一部を請求することができるようにした（第3項第2文）。

③担保責任の存続期間（第674条の8）：旅行主催者の担保責任による旅行者の権利は、売買や請負と同様、除斥期間内に行使するものとし、その期間は、契約で定めた旅行終了日から6か月とした。実際の旅行終了日が契約上の旅行終了日より後である場合は、実際の旅行終了日を起算点とすることも考えられるが、法律関係を早期に終結させる必要があるという除斥期間制度の趣旨や、旅行終了日が何時であるかが不明確な場合がありうるという点に鑑み、法的安定性の観点から契約で定めた旅行終了日を起算点とした（後段）。そして、旅行者の権利は、旅行期間中にも行使することができるようにした（前段）。

## （7）強行規定

第674条の9（強行規定）第674条の3、第674条の4、又は第674条の6から第674条の8までの規定を違反する約定であって、旅行者に不利なものは、効力を有しない。

事前解除権（第674条の3）、やむを得ない事由による解約権（第674条の4）、担保責任（第674条の6～8）に関する規定を旅行者保護のために片面的な強行規定とした。旅行契約の意義（第674条の2）や代金の支払時期（第674条の5）を除いてすべて片面的な強行規定としたという点で、旅行契約に関する節の新設は、事実上旅行者保護のための立法であるといえる。韓国民法で当事者一方の保護のための規定（片面的強行規定）である旨を明文で認める例は、地上権（第289

条)、消費貸借(第608条)、賃貸借(第652条)があるが、これはそれぞれ地上権者、借主、賃借人(または転借人)を保護するためのものである。旅行契約における強行規定も同様の範疇のものであるということができ、全体的には弱者保護の観点から理解することができよう。

## 5 終わりに

韓国は、日本のように民法の特別法として「消費者契約法」を持っている国(日本モデル)でもないし、ドイツのように消費者契約に関する特別法を民法に統合した国(ドイツモデル)でもない。2015年改正民法は、消費者法のあり方について、上のいずれかの立法モデルにもよらず、また消費者概念を使わず消費者法の主な内容や法理の一部を民法に一般化する改正を実現している。

今後、消費者法のあり方についてどのような方向で立法が進むかを予想することは難しいが、上のような傾向が続くのであれば、消費者概念を使わず消費者法の内容・法理や理念を民法に一般化するという立法モデル(「一般化モデル」)として捉えることも可能ではないかと考える。今後の韓国の立法動向に注目したい。



